

○ 都市開発資金貸付要領

〔平成11年4月1日建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号 建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知〕
最終改正 令和6年4月1日国不用第84号、国都まち第134号、国都市第214号、国都公景第134号、国住街第169号、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省都市局長、国土交通省住宅局長通知

第1編 総則

第1条 総則

第2編 用地先行取得資金融資等

- 第1章 用地先行取得資金融資
- 第2条 貸付対象
 - 第2条の2 貸付額
 - 第2条の3 地方公共団体貸付金の貸付申請の手続
 - 第2条の4 貸付決定の通知
 - 第2条の5 地方公共団体貸付金の支払請求の手続
 - 第2条の6 地方公共団体貸付金の交付
 - 第2条の7 利率
 - 第2条の8 償還期間及び償還方法
 - 第2条の9 繰上償還
 - 第2条の10 処分が行われた場合等における繰上償還
 - 第2条の11 延滞金
 - 第2条の12 貸付条件違反による繰上償還
 - 第2条の13 貸付決定の取消し等
 - 第2条の14 地方公共団体の特別会計
 - 第2条の15 地方公共団体貸付金の目的外使用の禁止
 - 第2条の16 市街地整備計画等の変更
 - 第2条の17 土地の買取り等の中止
 - 第2条の18 土地の買取り義務等
 - 第2条の19 買い取った土地の処分又は利用
 - 第2条の20 処分の基準
 - 第2条の21 買い取った土地を譲渡するときの条件
 - 第2条の22 地方公共団体と機構との間の貸付契約に定めるべき事項
 - 第2条の23 実績報告書等の提出等
 - 第2条の24 帳簿書類の調査等
- 第2章 賑わい増進事業資金融資
- 第2条の25 国の貸付対象
 - 第2条の26 地方公共団体の貸付対象
 - 第2条の27 国の貸付額
 - 第2条の28 地方公共団体の貸付額
 - 第2条の29 貸付条件
 - 第2条の30 地方公共団体貸付金の貸付手続
 - 第2条の31 認定計画提出者資金貸付金の貸付手続
 - 第2条の32 地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
 - 第2条の33 認定計画提出者資金貸付金事業計画等の変更
 - 第2条の34 繰上償還
 - 第2条の35 貸付決定の取消等
 - 第2条の36 延滞金
 - 第2条の37 地方公共団体貸付金等の目的外使用の禁止
 - 第2条の38 加算金の徴収等
 - 第2条の39 貸付けの条件の基準
 - 第2条の40 実績報告書の提出
 - 第2条の41 届け出の義務
 - 第2条の42 経理の明確化
 - 第2条の43 帳簿書類の調査等

第3編 市街地再開発事業等資金融資

- 第1章 事業資金貸付金
- 第3条 国の貸付対象
 - 第3条の2 地方公共団体の貸付対象

第3条の3	国の貸付額
第3条の4	地方公共団体の貸付額
第3条の5	貸付条件
第3条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続き
第3条の7	組合等資金貸付金の貸付手続き
第3条の8	地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
第3条の9	組合等資金貸付金事業計画等の変更
第3条の10	繰上償還
第3条の11	貸付決定の取消等
第3条の12	地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止
第3条の13	実績報告書の提出
第3条の14	経理の明確化
第3条の15	帳簿書類の調査等
第2章	保留床取得資金貸付金
第3条の16	国の貸付対象
第3条の17	地方公共団体の貸付対象
第3条の18	国の貸付額
第3条の19	地方公共団体の貸付額
第3条の20	貸付条件
第3条の21	地方公共団体保留床取得資金貸付金の貸付手続き
第3条の22	法人等保留床取得資金貸付金の貸付手続き
第3条の23	地方公共団体保留床取得資金貸付金貸付計画等の変更
第3条の24	法人等保留床取得資金貸付金保留床取得計画等の変更
第3条の25	繰上償還
第3条の26	貸付決定の取消等
第3条の27	地方公共団体保留床取得資金貸付金等の目的外使用の禁止
第3条の28	実績報告書の提出
第3条の29	保留床の賃貸又は譲渡
第3条の30	賃貸又は譲渡の基準
第3条の31	業務状況報告書等の提出
第3条の32	届け出の義務
第3条の33	経理の明確化
第3条の34	帳簿書類の調査等

第4編 土地区画整理事業資金融資

第1章	事業資金貸付金
第4条	国の貸付対象
第4条の2	地方公共団体の貸付対象
第4条の3	国の貸付額
第4条の4	地方公共団体の貸付額
第4条の5	貸付条件
第4条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続
第4条の7	組合等資金貸付金の貸付手続
第4条の8	繰上償還
第4条の9	貸付決定の取消等
第4条の10	実績報告書の提出
第4条の11	経理の明確化
第2章	保留地取得資金貸付金
第4条の12	国の貸付対象
第4条の13	地方公共団体の貸付対象
第4条の14	国の貸付額
第4条の15	地方公共団体の貸付額
第4条の16	貸付条件
第4条の17	地方公共団体保留地取得資金貸付金の貸付手続
第4条の18	法人保留地取得資金貸付金の貸付手続
第4条の19	繰上償還
第4条の20	貸付決定の取消等
第4条の21	実績報告書の提出
第4条の22	保留地の賃貸又は譲渡
第4条の23	賃貸又は譲渡の基準
第4条の24	業務状況報告書の提出
第4条の25	届出の義務
第4条の26	経理の明確化

第5編 都市環境維持・改善事業資金融資

第5条	国の貸付対象
第5条の2	地方公共団体の貸付対象

第5条の3	国の貸付額
第5条の4	地方公共団体の貸付額
第5条の5	貸付条件
第5条の6	地方公共団体資金貸付金の貸付手続
第5条の7	法人資金貸付金の貸付手続
第5条の8	地方公共団体資金貸付金貸付計画等の変更
第5条の9	法人資金貸付金事業計画等の変更
第5条の10	繰上償還
第5条の11	貸付決定の取消等
第5条の12	地方公共団体資金貸付金等の目的外使用の禁止
第5条の13	加算金の徴収等
第5条の14	貸付けの条件の基準
第5条の15	実績報告書の提出
第5条の16	施設等の賃貸又は譲渡
第5条の17	賃貸又は譲渡の基準
第5条の18	業務状況報告書等の提出
第5条の19	届け出の義務
第5条の20	経理の明確化
第5条の21	帳簿書類の調査等

第6編 独立行政法人都市再生機構事業資金融資

第1章	総則
第6条	貸付対象
第6条の2	貸付額
第2章	貸付手続
第6条の3	都市機構貸付金の貸付申請手続
第6条の4	貸付決定の通知
第6条の5	都市機構貸付金の支払請求の手続き
第6条の6	都市機構貸付金の交付等
第3章	貸付条件
第6条の7	利子
第6条の8	償還期間及び償還方法
第6条の9	繰上償還
第6条の10	延滞金
第6条の11	貸付条件違反等による繰上償還
第6条の12	貸付決定の取消等
第6条の13	経理の整理
第6条の14	都市機構貸付金の目的外使用の禁止
第6条の15	貸付決定の変更
第6条の16	業務遂行
第6条の17	実績報告書の調査等
第6条の18	帳簿書類等の調査等
第6条の19	費用の負担

第7編 特定公共用地等先行取得資金融資

第1章	総則
第7条	総則
第7条の2	融資対象
第7条の3	融資額
第2章	融資手続
第7条の4	特定先行融資の申請手続き
第7条の5	融資決定の通知
第7条の6	特定先行融資の支払請求の手続
第7条の7	特定先行融資の交付
第3章	融資条件
第7条の8	利率
第7条の9	償還期間及び償還方法
第7条の10	繰上償還
第7条の11	処分が行われた場合における繰上償還
第7条の12	延滞金
第7条の13	貸付条件違反による繰上償還
第7条の14	貸付決定の取消し等
第7条の15	土地開発公社の勘定の区分
第7条の16	特定先行融資の目的外使用の禁止
第7条の17	土地買取り計画等の変更
第7条の18	土地の買取りの中止
第7条の19	土地の買取り義務

- 第7条の20 買い取った土地の処分又は利用
- 第7条の21 処分の基準
- 第7条の22 実績報告書等の提出
- 第7条の23 帳簿書類の調査等

第8編 民間都市開発推進資金融資

- 第1章 特定民間都市開発推進資金貸付金
 - 第8条 貸付対象
 - 第8条の2 貸付額
 - 第8条の3 機構貸付金の貸付申請の手続き
 - 第8条の4 貸付決定の通知
 - 第8条の5 機構貸付金の支払請求の手続
 - 第8条の6 機構貸付金の交付
 - 第8条の7 利子
 - 第8条の8 償還期間及び償還方法
 - 第8条の9 繰上償還
 - 第8条の10 取得建築物等の譲渡が行われた場合等における繰上償還
 - 第8条の11 延滞金
 - 第8条の12 貸付条件違反等による繰上償還
 - 第8条の13 貸付決定の取消し等
 - 第8条の14 経理の整理
 - 第8条の15 機構貸付金の目的外使用の禁止等
 - 第8条の16 事業計画等の変更
 - 第8条の17 参加事業の中止又は廃止
 - 第8条の18 事業遂行の義務
 - 第8条の19 取得建築物等の賃貸又は譲渡
 - 第8条の20 賃貸又は譲渡の基準
 - 第8条の21 賃貸又は譲渡するときの条件
 - 第8条の22 届出の義務
 - 第8条の23 業務報告書等の提出
 - 第8条の24 帳簿書類の調査等
 - 第8条の25 費用の負担
- 第2章 選定事業資金貸付金
 - 第8条の26 貸付対象
 - 第8条の27 貸付額
 - 第8条の28 選定貸付金の貸付申請の手続
 - 第8条の29 貸付決定の通知
 - 第8条の30 選定貸付金の支払請求の手続
 - 第8条の31 選定貸付金の交付
 - 第8条の32 利子
 - 第8条の33 償還期間及び償還方法
 - 第8条の34 機構の貸付金の貸付条件
 - 第8条の35 繰上償還
 - 第8条の36 選定事業者から機構の貸付金の繰上償還を受けた場合における繰上償還
 - 第8条の37 延滞金
 - 第8条の38 貸付条件違反等による繰上償還
 - 第8条の39 貸付決定の取消し等
 - 第8条の40 経理の整理
 - 第8条の41 選定貸付金の目的外使用の禁止等
 - 第8条の42 業務遂行の義務
 - 第8条の43 選定貸付業務における機構と選定事業者との間の貸付契約に定めるべき事項
 - 第8条の44 届出の義務
 - 第8条の45 対象選定事業の事業計画等の変更承認等
 - 第8条の46 報告等
 - 第8条の47 帳簿書類の調査等
 - 第8条の48 費用の負担

附 則